

「令和4年度 「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律」及び「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」に基づく口座登録システム(付番機能・金融機関連携機能) (仮)の整備に係る設計・開発等業務」調達仕様書(意見招請案)等に対する意見について

項番	種類 (注)	該当資料名	頁数	章番号等	仕様書等の記載内容	意見又は修正案の内容	意見又は修正案の提出理由	回答
1	確認・質問	01 調達仕様書 【口座付番 公金 受取口座Ph3】	8	1	預貯金者がマイナンバーカードと使用し、読み取ったマイナンバーを金融機関へと連携する。	読み取ったマイナンバーは「預金保険機構」に連携する理解で合っているでしょうか。	P5の図1の記載と内容が異なるため。	ご指摘の通り、「金融機関」を「預金保険機構」へと修正しました。
2	要望	調達仕様書	P9	第1章(6)	本調達の開発手法は、アジャイル開発を想定しているため、(以下、省略)、スプリントを2回実施すること。	本調達の開発手法で、アジャイル開発の場合は、(以下、省略)、スプリントを2回実施すること。 ウォーターフォール開発を採用する場合は、要件・設計の仕様変更の取込みを2回実施できる計画を立て、“1回目の”結合テストまで完了させること。	本調達は構築範囲は明確かつ品質の積み上げが重要であり、ウォーターフォール開発が適していると考えられるため。 仕様変更等の対応も、上述の通り、構築範囲が明確であるため、ウォーターフォール開発による追付き対応で十分対応可能と考えるため。	調達仕様書のアジャイル開発の手法については、デジタル庁での想定であり、スプリントの回数や手法、進め方などに関しては、提案書でご提案いただければと思います。 また、実際のアジャイルの進め方に関しては、受託者様と別途調達予定の工程管理等の支援業者様及びデジタル庁との協議により決定するものとします。
3	確認・質問	01 調達仕様書 【口座付番 公金 受取口座Ph3】	9	1(6)	開発手法は、アジャイル開発を想定しているため、契約締結日から令和5年3月31日までの間に、要件定義・設計、スケジュールリング及びアジャイルにおける短期の設計・開発からテストまでの短い期間(4週間を想定 以下 スプリントを2回実施することを想定している。)	スプリントで具体的にイメージされている進め方はございますでしょうか。弊社の現時点案は以下の通りです。 ・UIについては、スプリント1でfigma、スプリント2では70%程度製造が完了している程度を想定しています。 ・データ連携部分は、短期間でスプリントを2回回すことが困難な為、スプリント1、2セットで開発スケジュールを検討させて頂きたいが、よろしいでしょうか？	アジャイル開発、スプリントの進め方をより正確に理解する為。	調達仕様書のアジャイル開発の手法については、デジタル庁での想定であり、スプリントの回数や手法、進め方などに関しては、提案書でご提案いただければと思います。 また、実際のアジャイルの進め方に関しては、受託者様と別途調達予定の工程管理等の支援業者様及びデジタル庁との協議により決定するものとします。
4	確認・質問	01 調達仕様書 【口座付番 公金 受取口座Ph3】	11	2(10)	「令和5年度「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律」及び「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」に基づく口座情報登録システム(付番機能・金融機関連携機能)の整備に係る設計・開発・運用・保守等業務」が一般競争入札(最低価格落札方式)の点について	最低価格の場合は、履行能力の無い業者が受託する可能性があり、履行能力をどのように評価するかお考えをお聞かせ頂けますか？	最低価格における履行能力の評価方法についてお伺いしたい為。	ご意見やその他の状況を踏まえ、総合評価方式へと変更いたします。

項番	種類 (注)	該当資料名	頁数	章番号等	仕様書等の記載内容	意見又は修正案の内容	意見又は修正案の提出理由	回答
5	確認・質問	01 調達仕様書 【口座付番 公金 受取口座Ph3】	12	4(3)キ	受注者は、開発・テストの際に本システムの稼働に当たって必要なソフトウェア等がある場合は必要に応じて購入し、購入した場合は作業実施後にデジタル庁に納入する場合は必要に応じて購入し、購入した場合は作業実施後にデジタル庁に納入すること。	今回構築するアプリケーションを既存のマイナポータル基盤上に構築する場合、追加で購入予定のソフトウェア等はありません。この点について問題が無いか、ご確認をお願いいたします。	調達仕様を明確にするため。	新規に構築する場合を想定した調達仕様書となっているため、受注者様において必要に応じて購入することを想定しております。既存の環境を活用したい場合には提案書に記載していただければと思います。
6	確認・質問	01 調達仕様書 【口座付番 公金 受取口座Ph3】	13	4(4)	—	次工程の設計・開発業者および次期受注者に引継ぎを行うための連絡および調整は貴庁において行っていただく理解でよろしいでしょうか。	対応範囲を明確にするため。	デジタル庁にて調整を行います。
7	確認・質問	01 調達仕様書 【口座付番 公金 受取口座Ph3】	13	4(8)	—	本案件において複数の事業者が共同提案する場合、納入成果物については必要に応じて各事業者がそれぞれ担当領域分を作成して納品する（一つにまとめることは必須ではない）理解でよろしいでしょうか。例えば、ソースコード、標準コーディング規約等を想定しています。	納入成果物の作成方法を明確にするため。	特に問題ございません。
8	確認・質問	01 調達仕様書 【口座付番 公金 受取口座Ph3】	14	4(8)	ア 成果物名 「設計・開発実施計画書」等	付番機能について、UI部分とデータ連携でコンポーネントを分けて開発した際に、成果物も分けて提示する事は可能でしょうか？	コンポートで分けて開発した際の成果物の作成方法を明確化したい為。	分けて提出いただいて、特に問題ございません
9	確認・質問	01 調達仕様書 【口座付番 公金 受取口座Ph3】	19	6(1)コ	受注者は、本業務において、要安定情報を取り扱うなど、デジタル庁が可用性を確保する必要があると認めた場合は、サービスレベルの保証を行うこと。	「サービスレベルの保証」につきまして、所定のサービスレベルを達成できなかった場合に貴庁と協議の上、改善策を導入することをもって、保証の内容とさせていただきます。理解でよろしいでしょうか。	対応範囲を明確にするため。	仕様書にて「デジタル庁が可用性を確保する必要があると認めた場合は、サービスレベルの保証を行うこと。」と記載の通り、必要がある場合に適宜相談させていただきます
10	要望	01 調達仕様書 【口座付番 公金 受取口座Ph3】	19	6(2)イ	受注者は、情報セキュリティインシデントが発生するなどの万一の事故があった場合に直ちに報告する義務や、受注者の責に起因するセキュリティインシデントでの損害に対する賠償等の責任を負うこと。	個人情報に関するセキュリティインシデントにつきましては、損害賠償額の上限を契約金額と同額とさせていただきます。ご検討をお願いいたします。	対応範囲を明確にするため。	仕様書の記載の通りとさせていただきます。
11	要望	01 調達仕様書 【口座付番 公金 受取口座Ph3】	21	6(7)	(イ) 提供するアプリケーションにぜい弱性を含めないこと。 (オ) 提供するアプリケーション・コンテンツの利用時に、ぜい弱性が存在するバージョンのOSやソフトウェア等の利用を強制するなどの情報セキュリティ水準を低下させる設定変更を、OSやソフトウェア等の利用者に要求することがないよう、アプリケーション・コンテンツの提供方式を定めて開発すること。	「ぜい弱性を含めないこと」および(オ)「ぜい弱性が存在する」にいう「ぜい弱性」は、アプリケーション・コンテンツの提供時において、標準的なITベンダーであれば通常知ることができたものに限定させていただきます。ご検討をお願いいたします。	対応範囲を明確にするため。	仕様書の記載の通りとさせていただきますが、ご認識の通りです。

項番	種類 (注)	該当資料名	頁数	章番号等	仕様書等の記載内容	意見又は修正案の内容	意見又は修正案の提出理由	回答
12	要望	01 調達仕様書 【口座付番 公金 受取口座Ph3】	23	7 (2)	契約不適合責任	受託者が契約不適合責任を負う期間は、検収後1年とさせていただきます。ご検討をお願いいたします。	対応範囲を明確にするため。	特に問題ございませんので、提案書に記載いただければと思います。
13	要望	01 調達仕様書 【口座付番 公金 受取口座Ph3】	26	8 (4)	—	以下の文言を追記いただきたくご検討をお願いいたします。 「共同入札を行う複数の事業者は、事業者間において締結する協定で本調達にかかる業務の分担を定めた場合、自己が分担する業務の遂行に関してのみ、デジタル庁に対し責任を負うものとする。」	事業者の責任分界を明確にするため。	ご指摘を踏まえて仕様書を修正いたします。
14	確認・質問	01 調達仕様書 【口座付番 公金 受取口座Ph3】	26	8 (4) イ	—	「事業者間の調整事項、トラブル等の発生に際しては、その当事者となる当該当事者間で解決すること」とは、あくまでも事業者間において発生した調整事項やトラブル等についての当事者間の解決を述べたものであり、当該当事者が貴庁に対して連帯して解決する責任を負うことを述べたものではないとの理解でよいでしょうか。	事業者の責任分界を明確にするため。	ご認識の通りです
15	確認・質問	01 調達仕様書 【口座付番 公金 受取口座Ph3】	26	8 (4) イ	事業者間の調整事項、トラブル等の発生に際しては、その当事者となる当該当事者間で解決すること	本記載は、事業者間で発生した調整事項やトラブル等を当事者間で解決することに言及したもので、当該調整事項やトラブル等とは完全に無関係の事業者がデジタル庁様へ連帯して解決する責任を負うことを言及したのではないという認識でよろしいでしょうか。	事業者の責任範囲を明確化したい為。	ご認識の通りです
16	要望	01 調達仕様書 【口座付番 公金 受取口座Ph3】	26	8 (4)	—	以下内容の追記可否をご確認頂けますでしょうか。 「複数事業者での共同入札において、事業者間で本調達役務の業務範囲を契約締結した際、自らが所掌する業務範囲のみ、デジタル庁様への責任を負う。」	事業者の責任範囲を明確化したい為。	ご指摘を踏まえて仕様書を修正いたします。
17	意見	第5章 情報セキュリティ	13	1_1_1	情報セキュリティ対策の基本的な考え方 郵送不達情報の提供で表/情報の可溶性枠 空欄；	取得目的が不明な位置付けの作成と追加	口座でネットバンキングの口座番号を含めた、偽造登録か調査の規定が必要（不正送金の防止）	ご指摘の空欄に関しては、列の上部に記載されております。
18	要望	第2章 機能に関する事項	6	1_2_1	G ビズIDの連携で、屋号と事業主の一致も含めてアフターデータを増やす。	預貯金者・口座情報連携がバグや停止した時の公金支出で一部作業可能にする。	預金口座のシステムは、民間金融機関と連携が必要でランサムウェア等の強化を図る。	ご指摘の箇所が見当たりませんでした
19	意見	別紙1_2_1	8	金融機関合併・店舗統廃合等	金融機関_預金保険機構のフロー区間	情報Ver. UP追加のバックアップと更新アプリ機能（AWS・他のマルチクラウド可能に）	8次全銀も含めた統合処理	ご指摘の箇所が見当たりませんでした

項番	種類 (注)	該当資料名	頁数	章番号等	仕様書等の記載内容	意見又は修正案の内容	意見又は修正案の提出理由	回答
20	確認・質問	別紙1_2_1_要件定義書_機能要件	7		預貯金者が入力した情報を一時保存ファイルへ保存しておく。なお個人番号を一時保存なお個人番号を一時保存ファイルに保存する際には、適切な秘匿処理を行うこと。	一時保存ファイルに保存する目的として、預貯金者が入力した情報にはマイナンバーが含まれるため、セキュリティが確保された別領域に一時保管する必要があるため、と認識しています。意図が合っているかご教示ください。	調達仕様を明確にするため。	ご認識の通りです。
21	意見	別紙1_2_1_要件定義書_機能要件	8		口座情報登録システム（金融機関連携機能）は、B202で送信した処理結果を得るために、口座情報登録システム（公金受取口座登録機能）の公金受取口座登録APIにリクエストIDを送信し、処理状況を確認する。	情報提供等記録開示システムにおいて「申請状況照会画面」を実装しており、本案件においても当該画面にて申請状況を閲覧できるよう考慮が必要と考えます。	利用者の利便性向上のため。	必須機能ではございませんが、提案書に記載いただいてもかまいません
22	確認・質問	別紙1_2_3_要件定義書_機能要件_画面イメージ	3	画面イメージ（付番機能）	－	付番機能におけるスマホJPKI対応（スマートフォンに格納する署名用電子証明書への対応）は対象外の理解でよいでしょうか。	個人番号（券面AP）及び基本4情報（券面入力補助AP）の読み出しはマイナンバーカードのみ対応しており、スマートフォンへの格納は対象外と理解しているため。	ご認識の通りです
23	意見	第6章 信頼性に関する事項 2. 完全性要件	16	1_3_1	⑤ 障害等が発生した際にその原因を追究できるよう必要なログ等の証拠を残すこと。	本システムの完全性を確保するために、以下の要件を満たすこと（行政IT化の3カ年計画整合）	追記として、3年後で計画されている行政クラウドのSETアプリケーションノーコード・ローコード追加	原文のままとさせていただきます
24	確認・質問	別紙1_2_1_要件定義書_機能要件	7	第2章2	・省庁連携に送信する際には、規定のデータ連携手法に乗っ取り、適切な暗号化を施し、送信する。	既存のマイナポータルでの電子申請（年金ワンクリック、ぴったりサービス電子申請等）では、申請結果の通知を申請状況照会等の機能で確認出来る仕組みとなっており、新お知らせを利用していない。国民等利用者の操作感の統一性を考えると従来と同様の通知方式がよいと考え、代替提案可能でしょうか。	代替提案可能か確認したい為。	通知方式において代替提案は可能ではあるが、法律に基づく内容をブッシュ通知行える必要があります。（口座管理法第6条第2項）
25	確認・質問	別紙1_2_3_要件定義書_機能要件_画面イメージ	2	－	画面イメージ	スマホJPKIはマイナポータルにおいてマイナンバー及び書面4情報の搭載対象外となる認識である為、本調達でも対象外として良いかお考えをお聞かせ頂けますか？	調達役務範囲を明確化したい為。	対象外とさせていただきます

